

証券コード 6467  
2020年6月3日

株主の皆さまへ

京都府京田辺市薪北町田13番地  
**株式会社 ニチダイ**  
代表取締役社長 古 屋 元 伸

## 第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日は、後記のとおり新型コロナウイルス感染症への対応策を会場にて実施する予定ではございますが、感染拡大防止の観点から、書面による議決権行使の活用もご検討ください。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
  2. 場 所 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3  
京田辺市商工会館C I Kビル4階 キララホール（受付1階）  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第53期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第53期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nichidai.jp>）に掲載させていただきます。

本年は株主総会ご出席者へのご来場記念品の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

当社第53期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 【当社の対応について】

- ・株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・受付ほか会場内各所に、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の議事について、例年よりも円滑な進行となる方法を検討しております。
- ・例年、株主総会終了後に開催しておりました事業説明会は、今回は中止とさせていただきます。
- ・株主様の質問用マイクの消毒を徹底いたします。
- ・本株主総会会場において、感染予防のため、株主様の座席を例年よりも間隔をあけて配置いたします。
- ・今後の感染拡大の状況次第では、株主の皆さまの安全を第一に考え、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### 【株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれも無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権は、書面によっても行使することができますので、是非ご利用をご検討ください。

### 【ご来場される株主様へのお願い】

- ・受付において、非接触式体温計にて検温させていただきます。体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場におきましては、アルコール消毒液の利用とマスクの着用について、ご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況によっては、上記の内容を変更する場合がございますので、適宜当社ウェブサイト (<https://www.nichidai.jp>) をご確認くださいませに存じます。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における、当社グループの主要顧客業界である日系自動車産業では、消費税増税に伴う国内販売の低迷や、米中貿易摩擦等の影響による中国、インド、ASEANなどのアジア地域の低迷により、世界自動車市場が低調に推移した影響が生じました。さらに2020年に入ってから、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、自動車産業に大きな影響を及ぼしており、各国の完成車メーカーにおける工場稼働が一部停止になるなど、先行き不透明な状態が続いております。

このような状況のなか、ネットシェイプ事業では金型部門が下半期から売上高が減少傾向になったことに加え、精密鍛造品部門のカーエアコン用スクロールコンプレッサー部品が低調に推移いたしました。その結果、ネットシェイプ事業の売上高は、72億3千1百万円（前年同期比13.2%減）となりました。

アッセンブリ事業では、国内外の拠点ともにターボチャージャー部品の売上が減少いたしました。その結果、52億7千2百万円（前年同期比18.5%減）となりました。

フィルタ事業では、前年にあった特需案件がなく減収となったものの、主力ユーザー向け製品が好調に推移いたしました。その結果、フィルタ事業の売上高は22億7千万円（前年同期比13.1%減）となりました。

以上の結果、連結売上高は147億7千4百万円（前年同期比15.2%減）となりました。

損益面におきましては、フィルタ事業が好調に推移した一方で、ネットシェイプ事業の金型部門、精密鍛造品部門双方が低迷したことなどから、営業利益7億1千2百万円（前年同期比48.6%減）、経常利益7億4千3百万円（前年同期比47.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益4億7千7百万円（前年同期比50.7%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は5億1千2百万円であり、その主なものはネットシェイプ事業用設備の更新等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資等の所要資金は、借入金、自己資金及びファイナンス・リース契約により充当いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第50期 (2016年度)	第51期 (2017年度)	第52期 (2018年度)	第53期 (当連結会計年度) (2019年度)
受 注 高 (百万円)	14,294	16,018	17,489	14,117
売 上 高 (百万円)	14,147	15,248	17,416	14,774
経 常 利 益 (百万円)	643	778	1,417	743
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	424	522	968	477
1株当たり当期純利益	46円92銭	57円71銭	106円99銭	52円76銭
総 資 産 (百万円)	15,961	16,151	17,183	16,384
純 資 産 (百万円)	10,577	11,228	12,037	12,600
1株当たり純資産額	1,065円09銭	1,123円97銭	1,205円60銭	1,253円69銭

(注) 第52期より、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しており、第51期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ニチダイフィルタ株式会社	30,000千円	100.0%	各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売
THAI SINTERED MESH CO.,LTD.	90,000千バーツ	67.3% (33.3%)	焼結金属フィルタの製造・販売
NICHIDAI(THAILAND)LTD.	333,340千バーツ	75.0%	精密部品の組立及び製造・販売
NICHIDAI U.S.A. CORPORATION	200千ドル	100.0%	精密鍛造金型の販売
NICHIDAI ASIA CO.,LTD.	4,500千バーツ	46.7%	精密鍛造金型の販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社であります。  
2. 議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

#### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の主要顧客業界である日系自動車産業は、米中貿易摩擦等の影響により、世界の自動車市場が減退傾向になっていたことに加え、新型コロナウイルス感染拡大による影響で、完成車メーカーの工場稼働が停止するなど、経済活動の停滞が大いに懸念され、先行き不透明感が増大しており、新型コロナウイルス感染症の終息時期によっては、予断を許さない状況が継続するものと思われます。終息後には、従来とは異なる、グローバル化、事業活動、働き方のあり方を模索する必要があります。

また、自動車産業の成長が減速しているなか、電動化等の次世代自動車に向けた技術開発トレンドは継続しており、産業構造の変革を見据えた研究開発や新規市場開拓の動きも必要になっております。

当社グループでは、これらの経営環境の変化を考慮しながら、2019年3月期より実施してきた次の3つの挑戦を引き続き中期経営計画の戦略課題として認識し推進してまいります。

##### ① 既存事業強靱化への挑戦

###### イ. 他社の追随を許さない技術力構築

当社グループでは、精密鍛造金型のみならず、その周辺装置となる閉塞ダイセットの開発や研究開発用プレス機の積極的導入等、精密鍛造をコア技術として磨き上げ、自動車産業に貢献してきました。その周辺装置の技術力の向上や技術領域の拡大により、ニッチトップを維持してまいります。

###### ロ. さらなるQDCの改善

需要低迷が予想されるなか、各事業における生産拠点の効率化が課題となっております。そのため、原価低減の着実な取り組みの実施及びQDC（品質・納期・コスト）に関わる各種KPI（重要業績評価指標）の達成を図ってまいります。

## ② 次世代への挑戦

### イ. 海外事業のさらなる進化

当社グループの海外子会社NICHIDAI(THAILAND)LTD.は、ネットシェイプ事業の金型部門、精密鍛造品部門及びアッセンブリ事業の生産拠点であり、アジア戦略を担う重要拠点として位置づけております。また、フィルタ事業では、THAI SINTERED MESH CO.,LTD.が海外生産拠点としての役割を担っております。各事業における、海外拠点のさらなる強化に取り組んでまいります。

### ロ. 新規事業の立ち上げ

精密鍛造技術に関わる領域は、内燃機関の自動車部品が中心であり、将来において電気自動車等の次世代自動車が大きく普及した場合、既存領域の需要の構造的な減少が想定されます。

当社グループでは、こうした業界動向を見据え、より精密な部品生産に使用される金型や板鍛造技術の開発を進め、技術の領域拡大を図ってまいりました。

これまで蓄積されてきた技術の活用により、新製品の開拓を目指してまいります。

## ③ 働きがいのある職場への挑戦

### イ. 自己実現を果たせる環境

経営環境の大きな環境変化に対応するため、当社グループでは、既存の需要領域を確実にとらえるだけでなく、失敗を恐れず果敢に挑戦する社員のマインドの変革が必要になると考えております。そのため、社員がより挑戦できる制度の設計及び会社風土の醸成に取り組んでまいります。

### ロ. 働きやすさの充実

働き方の多様化への対応や、情報技術活用等による時間生産性の向上は、製造メーカーである当社グループでも課題としてとらえております。

情報技術の活用等による生産性向上を進めるとともに、働き方や価値観の多様化に伴う、当社グループ社員の志向も踏まえた社員満足度向上に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)**

精密金型の開発・製造・販売

精密鍛造品及びその関連する成形品の開発・製造・販売

各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売

精密部品の組立及び開発・製造・販売

**(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)**

《当社》

本 社：京都府京田辺市新北町田13番地

営業所：熊谷営業所 (埼玉県熊谷市)

浜松営業所 (浜松市中区)

名古屋営業所 (名古屋市名東区)

京都営業所 (京都府綴喜郡宇治田原町)

岡山営業所 (岡山市北区)

熊本営業所 (熊本市東区)

工場：宇治田原工場 (京都府綴喜郡宇治田原町)

京田辺工場 (京都府京田辺市)

《ニチダイフィルタ株式会社》

本 社：京都府綴喜郡宇治田原町禅定寺塩谷14番地

工場：宇治田原工場 (京都府綴喜郡宇治田原町)

《THAI SINTERED MESH CO.,LTD.》

本社・工場：Saha Group Industrial Park, 99/8 Moo 5,  
Tambol Pasak, Amphur Muang Lamphun 51000 Thailand

《NICHIDAI(THAILAND)LTD.》

本社・工場：700/882 Moo 5 Tb. Nhongkakha  
Ap. Phanthong Chonburi 20160 Thailand

《NICHIDAI ASIA CO.,LTD.》

本 社 700/882 Moo 5 Tb. Nhongkakha  
Ap. Phanthong Chonburi 20160 Thailand

《NICHIDAI U.S.A. CORPORATION》

本 社：15630 E State Route 12 Unit 4 Findlay OH 45840-9743,USA



(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
682名	8名増

(注) 従業員数には、臨時雇用者(期中平均11名)は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
378名	6名増	38.7歳	14.5年

(注) 従業員数には、臨時雇用者(期中平均7名)は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社三菱UFJ銀行	599,227
株式会社京都銀行	533,352
株式会社みずほ銀行	270,878
日本生命保険相互会社	100,000

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 15,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 9,053,300株  |
| (3) 株主数         | 4,759名      |
| (4) 大株主 (上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
有 限 会 社 ジ ャ ス ト	885	9.78
田 中 克 尚	477	5.27
ニ チ ダ イ 従 業 員 持 株 会	390	4.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	330	3.65
中 棹 知 子	282	3.12
古 屋 啓 子	272	3.01
京 都 中 央 信 用 金 庫	220	2.43
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	217	2.40
永 井 詳 二	185	2.05
野村信託銀行株式会社 (投信口)	167	1.85

(注) 持株比率は自己株式 (2,066株) を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古 屋 元 伸	執行役員
取締役副社長	伊 藤 直 紀	執行役員 経営企画室長
取 締 役	辻 寛 和	執行役員 管理統括本部長
取 締 役	伊 藤 正 人	執行役員 ネットシェイプ事業統括本部長 ネットシェイプ事業統括本部 生産本部長
取締役（常勤監査等委員）	渡 部 敏 成	
取締役（監査等委員）	真 田 尚 美	弁護士法人三宅法律事務所 弁護士
取締役（監査等委員）	陰 地 弘 和	公認会計士・税理士 陰地弘和会計事務所所長

- (注) 1. 2019年6月21日開催の第52期定時株主総会において、伊藤直紀氏及び伊藤正人氏が取締役（監査等委員を除く）に、渡部敏成氏及び陰地弘和氏が取締役（監査等委員）にそれぞれ選任され、就任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）真田尚美氏及び取締役（監査等委員）陰地弘和氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役（監査等委員）真田尚美氏及び取締役（監査等委員）陰地弘和氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、渡部敏成氏、真田尚美氏及び陰地弘和氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 取締役（監査等委員を除く）、執行役員からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門との連携を強化し、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、渡部敏成氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役（監査等委員）陰地弘和氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 瀬川秀実氏は、2019年6月21日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役（監査等委員を除く）を退任いたしました。
8. 岡廣次郎氏及び西野吉隆氏は、2019年6月21日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。

9. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	雨 崎 裕 司	ネットシェイプ事業統括本部 営業本部長
執 行 役 員	清 池 薫	ネットシェイプ事業統括本部 技術・開発本部長
執 行 役 員	井 上 悦 男	アッセンブリ事業本部長 NICHIDAI(THAILAND)LTD.社長
執 行 役 員	山 根 隆 義	管理統括本部 管理本部長

10. 2020年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	
	変 更 前	変 更 後
伊 藤 直 紀	取締役副社長執行役員 経営企画室長	取締役副社長執行役員 管理統括本部長 経営企画室長
辻 寛 和	取締役執行役員 管理統括本部長	取締役執行役員 管理統括本部管掌
伊 藤 正 人	取締役執行役員 ネットシェイプ事業統括本部長 ネットシェイプ事業統括本部 生産本部長	取締役執行役員 ネットシェイプ事業統括本部長 ネットシェイプ事業統括本部 生産本部長 ネットシェイプ事業統括本部 技術開発本部長

## (2) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	84,348	79,548	4,800	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	9,662	9,662	-	2
社外取締役(監査等委員)	7,200	7,200	-	3

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2019年6月21日開催の第52期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名、取締役(監査等委員)1名及び社外取締役(監査等委員)1名を含めております。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48期定時株主総会において年額400,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
取締役(監査等委員) 真田尚美	当事業年度に開催された取締役会には、13回開催中すべて、また監査等委員会には、15回開催中すべてに出席し、主に企業法務に関する専門知識と弁護士としての経験を活かして適宜発言を行っております。
取締役(監査等委員) 陰地弘和	2019年6月21日就任以降、取締役会10回開催中すべて、また監査等委員会には、11回開催中すべてに出席し、主に企業会計に関する専門知識と公認会計士としての経験を活かして適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,700

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、海外におけるリスク初期分析に関するアドバイザー業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は、経営基本方針に則った「行動規範」を制定し、当社取締役社長が役職者をはじめグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と企業倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底します。
  - ② 執行役員の業務執行について、取締役会及び監査等委員会は監督を行い、重要な事項については取締役会が意思決定を行います。
  - ③ 監査等委員会及び内部監査室は連携し、当社グループのコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無について、当社グループ各社の監査を順次実施するなど、監査体制の強化を図ります。
  - ④ 当社グループの企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について執行役員会等で適切に審議します。また、組織横断的な各種会議体で、各組織におけるリスクの把握及び対応の方針と体制について審議し、決定を行います。
  - ⑤ 当社グループのコンプライアンスの状況については、内部通報制度を含め、必要に応じて取締役会に報告する体制を構築します。
  - ⑥ 反社会的勢力による不当要求に対しては、「行動規範」、「グループ倫理規程」に従い、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会に関する文書、取締役会、執行役員会、経営会議、その他重要な会議に関する文書、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）について、「文書管理規程」、「稟議規程」、「情報システム業務管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等に則った保存、管理を行います。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 「リスク管理規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に則ったリスク管理体制を整備、構築します。当社グループ会社は、本規程を準用し、当社グループ会社取締役社長が統括管理を行います。
  - ② 当社及び当社グループ会社のリスクを総括的に管理する部門を総務部とし、定期的に各部門内のリスクの評価を行い、改善を図ります。
  - ③ 危機発生時には、「リスク管理規程」、マニュアル等に定められた手順に従い、情報収集を行い、重大な危機については対策本部を設置し、対応します。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は執行役員制度を導入し、取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監督を行います。職務の執行は執行役員（取締役兼務者含む）が経営基本方針に基づき、役割を分担し効率的な執行ができる体制とします。
  - ② 当社取締役会にて承認された当社グループの中期経営計画に基づき、執行役員（取締役兼務者含む）は、目標達成のために職務を執行し、取締役会はその進捗状況の管理を行います。
  - ③ 事業部門を統括する執行役員等で構成された執行役員会を、定期的に又は必要に応じて開催し、当社取締役社長に委任された業務執行上の重要事項について決定を行います。
- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及び当社グループ会社が相互に協力し、企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的として、必要な事項及びグループ会社に対する管理、指導、育成上の基本的な事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、運用を行います。
  - ② 当社グループ会社の取締役社長は、自社の管理の進捗状況を定期的に経営会議等において報告します。
  - ③ 当社グループ会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、当社グループ会社の取締役社長が統括管理します。
  - ④ 監査等委員会と内部監査室は、当社グループ会社へのモニタリング、監査を強化することにより、グループ会社における適正な業務の運営を維持します。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助する「監査等委員会事務局」を設置し、監査等委員会事務局所属の使用人を配置します。
  - ② 監査等委員会事務局の使用人は、兼任とするが複数を置き、監査等委員会の指示に従って、その監査職務の補助を行います。
  - ③ 監査等委員会事務局の使用人の任命・異動・懲戒に際しては、予め監査等委員会委員長の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とします。
  - ④ 監査等委員会事務局の使用人が監査職務の補助を行う場合は、当該使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、他の取締役の指揮命令は受けません。



- (7) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、又は当社グループに著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実及びそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査等委員会に報告します。
  - ② 当社監査等委員が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査等委員に回覧します。
  - ③ 当社グループの内部通報担当部門は、当社監査等委員会に内部通報の状況等について定期的に報告します。
  - ④ 当社グループは、上記の報告を行った取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止します。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の支払又はその償還については、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制とします。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社取締役社長は監査等委員会に定期的に参加し、監査等委員との間で意見や情報の交換ができる体制とします。
  - ② 内部監査室は監査等委員との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査等委員会が報告を受けられる体制とします。
  - ③ 監査等委員が会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

当社は、当社グループの「経営理念」・「経営ビジョン」・「行動基準」・「行動規範」を定め、コンプライアンスに関する基本的な考え方、企業行動規範について、イントラネットへの掲載、ステートメントカード等の配布、教育等を通じて周知しております。

また、法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、内部通報の窓口を内部監査室及び弁護士事務所に設置し、イントラネットへの掲載、教育等を通じて、内部通報制度の周知徹底を図っております。

当期は、各部門に関連する法律の理解を深めることに重点を置き、弁護士による研修の実施等コンプライアンスの充実を図りました。また、リスク管理規程に基づき、執行役員会にて当社が管理すべきリスク一覧を更新し、新型コロナウイルスについては、対策会議を設置し、対応に取り組んでおります。

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は8名（内4名は取締役兼務）で構成されております。執行役員会は、執行役員と子会社社長を含め毎月開催され、意思決定の迅速化と業務執行の効率化に努めており、執行役員会で決議された事項は、速やかに取締役に報告しております。

取締役会は、監査等委員3名（内2名は社外取締役）を含む取締役7名で構成され、取締役会では、各議案についての審議、業務遂行の状況の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性が確保されております。

当社及び当社グループ会社に係るリスクに対しては、毎月開催される経営会議（当社及び当社グループ会社の役員等で構成）にて報告を行い、各社からの報告内容を取締役が確認するほか、重要な案件については、執行役員会に諮り審議しております。

当社グループ会社に対しては、当社より役職員を派遣、出向、又は兼務させることに加え、経営会議にて当社グループ全体の業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

これら重要な会議の開催にあたっては、WEB会議の利用を促進することで、職務執行の更なる効率化及び感染リスクの低減を図っております。

監査等委員は、取締役会、経営会議、各事業会議等の重要な会議への出席等を通じ、又は直接のヒアリングを通じて、取締役、執行役員及び部門責任者等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

監査等委員会は、内部監査室が行った監査に関する報告を受けるとともに、内部監査室と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,068,253</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,007,267</b>
現金及び預金	3,664,887	買掛金	1,224,966
受取手形及び売掛金	2,685,844	1年内返済予定の長期借入金	781,095
電子記録債権	726,276	リース債務	22,407
商品及び製品	619,796	未払法人税等	69,809
仕掛品	765,747	賞与引当金	158,268
原材料及び貯蔵品	453,505	その他	750,721
その他	152,240	<b>固 定 負 債</b>	<b>776,124</b>
貸倒引当金	△46	長期借入金	722,362
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,315,965</b>	リース債務	53,762
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>6,526,693</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,783,391</b>
建物及び構築物	1,938,320	<b>純 資 産 の 部</b>	
機械装置及び運搬具	1,659,101	<b>株 主 資 本</b>	<b>10,945,218</b>
工具、器具及び備品	288,829	資本金	1,429,921
土地	1,822,781	資本剰余金	1,192,857
リース資産	344,978	利益剰余金	8,323,676
建設仮勘定	472,681	自己株式	△1,236
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>483,116</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>402,248</b>
電話加入権	2,723	その他有価証券評価差額金	201
ソフトウェア	131,256	為替換算調整勘定	466,125
ソフトウェア仮勘定	349,136	退職給付に係る調整累計額	△64,079
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>306,156</b>	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>1,253,360</b>
投資有価証券	18,132	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>12,600,826</b>
退職給付に係る資産	28,912	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>16,384,218</b>
繰延税金資産	135,365		
その他	123,745		
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,384,218</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,774,345
売上原価	11,825,484
売上総利益	2,948,860
販売費及び一般管理費	2,235,920
営業利益	712,939
営業外収益	41,674
受取利息	14,864
受取配当金	489
受取保険金及び保険配当金	5,119
保険解約返戻金	10,598
為替差益	959
その他	9,643
営業外費用	10,816
支払利息	9,080
その他	1,735
経常利益	743,798
特別利益	218
固定資産売却益	218
特別損失	8,500
固定資産売却損	496
固定資産除却損	8,004
税金等調整前当期純利益	735,516
法人税、住民税及び事業税	179,597
法人税等調整額	19,528
当期純利益	536,390
非支配株主に帰属する当期純利益	58,833
親会社株主に帰属する当期純利益	477,556

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,429,921	1,192,857	8,072,400	△1,236	10,693,942
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△226,280		△226,280
親会社株主に帰属する当期純利益			477,556		477,556
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	251,276	—	251,276
当 期 末 残 高	1,429,921	1,192,857	8,323,676	△1,236	10,945,218

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	5,228	277,330	△64,343	218,214	1,125,434	12,037,590
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△226,280
親会社株主に帰属する当期純利益						477,556
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,026	188,795	264	184,034	127,926	311,960
当 期 変 動 額 合 計	△5,026	188,795	264	184,034	127,926	563,236
当 期 末 残 高	201	466,125	△64,079	402,248	1,253,360	12,600,826

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称  
ニチダイフィルタ株式会社  
THAI SINTERED MESH CO.,LTD.  
NICHIDAI(THAILAND)LTD.  
NICHIDAI ASIA CO.,LTD.  
NICHIDAI U.S.A. CORPORATION

##### ② 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況 該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

##### ① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

##### ② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社4社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、国内連結子会社1社の事業年度の末日は3月31日であります。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### ロ. たな卸資産

- ・商品及び製品、仕掛品  
金型

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- 精密鍛造品・  
アッセンブリ品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- フィルタ

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、焼結原板については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。  
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 

建物及び構築物	7年～50年
機械装置及び運搬具	4年～10年
  - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。  
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
  - ハ. リース資産 当社及び国内連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており、在外連結子会社については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
  - イ. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
  - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
  - 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社は、税抜方式を採用しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保提供資産とその対応債務

#### ① 担保に供している資産

建物及び構築物	559,854千円
土地	1,488,224千円
計	2,048,078千円

(注) なお、上記の他在外連結子会社の電力料保証金として差し入れている定期預金が12,299千円あります。

#### ② 担保資産に対応する債務

長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	1,170,105千円
---------------------	-------------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,925,439千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	9,053,300株
------	------------

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,066株	－株	－株	2,066株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	135,768	15	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	90,512	10	2019年9月30日	2019年12月2日

(注) 2019年6月21日定時株主総会の1株当たり配当額には特別配当5円が含まれております。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	90,512	10	2020年3月31日	2020年6月24日

### (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。



#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び投資信託であり、上場株式及び投資信託については四半期ごとに時価の把握を行っております。

買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,664,887	3,664,887	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,685,844	2,685,844	—
(3) 電子記録債権	726,276	726,276	—
(4) 投資有価証券	18,132	18,132	—
(5) 買掛金	(1,224,966)	(1,224,966)	—
(6) 長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	(1,503,457)	(1,503,174)	△282

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

##### (注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式及び投資信託は取引所の価格によっております。

##### (5) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (6) 長期借入金（一年以内返済予定額を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

**5. 賃貸等不動産に関する注記**

該当事項はありません。

**6. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額

1,253円69銭

(2) 1株当たり当期純利益

52円76銭

**7. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,602,947</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,439,269</b>
現金及び預金	1,033,981	買掛金	896,845
受取手形	227,093	1年内返済予定の長期借入金	781,095
売掛金	1,337,160	リース債務	19,205
電子記録債権	519,468	未払金	551,841
原材料	423,052	未払消費税等	13,923
仕掛品	155,496	預り金	18,788
貯蔵品	606,414	賞与引当金	134,908
未収入品	26,436	その他の	22,662
未収法人税等	187,144		
前払費用	58,706		
その他の	5,567		
貸倒引当金	22,471		
	△46		
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,241,157</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>768,886</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,479,611</b>	長期借入金	722,362
建物	1,155,326	リース債務	46,524
構築物	162,865		
機械及び装置	1,048,103		
車両運搬具	7,523		
工具、器具及び備品	114,875		
土地	1,632,394		
リース資産	335,312		
建設仮勘定	23,210		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>455,853</b>		
電話加入権	2,723		
ソフトウェア	110,540		
ソフトウェア仮勘定	342,589		
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,305,691</b>		
投資有価証券	18,132		
関係会社株	969,746		
出資	5		
前払年金費用	137,290		
保険積立	51,580		
会費	40,150		
繰延税金	77,991		
その他の	10,795		
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,844,104</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,208,156</b>
		<b>純 資 産 の 部</b>	<b>7,635,948</b>
		株主資本	7,635,746
		資本金	1,429,921
		資本剰余金	1,192,857
		資本準備金	1,192,857
		利益剰余金	5,014,204
		利益準備金	55,000
		その他利益剰余金	
		別途積立金	2,830,000
		繰越利益剰余金	2,129,204
		自己株式	△1,236
		評価・換算差額等	201
		その他有価証券評価差額金	201
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,635,948</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>10,844,104</b>

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,266,449
売上原価	7,577,468
売上総利益	1,688,981
販売費及び一般管理費	1,481,042
営業利益	207,939
営業外収益	133,666
受取利息	794
受取配当金	48,576
受取解約返戻金	10,598
受取ロイヤリティ	55,440
その他	18,255
営業外費用	24,979
支払利息	9,047
支払替差	14,226
その他	1,705
経常利益	316,626
特別利益	2,216
固定資産売却益	2,216
特別損失	6,009
固定資産除却損	6,009
税引前当期純利益	312,833
法人税、住民税及び事業税	71,115
法人税等調整額	26,624
当期純利益	215,092

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				別 積 立 金	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,429,921	1,192,857	1,192,857	55,000	2,830,000	2,140,392	5,025,392	△1,236	7,646,934	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当						△226,280	△226,280		△226,280	
当 期 純 利 益						215,092	215,092		215,092	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△11,187	△11,187	—	△11,187	
当 期 末 残 高	1,429,921	1,192,857	1,192,857	55,000	2,830,000	2,129,204	5,014,204	△1,236	7,635,746	

残高及び変動事由	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	5,228	5,228	7,652,162
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△226,280
当 期 純 利 益			215,092
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△5,026	△5,026	△5,026
当 期 変 動 額 合 計	△5,026	△5,026	△16,214
当 期 末 残 高	201	201	7,635,948

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。   |
| ② その他有価証券       |   |
| ・時価のあるもの        | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・時価のないもの        | 移動平均法による原価法を採用しております。   |
| ③ たな卸資産         |   |
| ・製品、仕掛品         |   |
| 金型              | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）                           |
| 精密鍛造品・          | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）                         |
| アッセンブリ品         | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）                         |
| ・原材料            | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）                         |
| ・貯蔵品            | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）                             |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                    |   |
|--------------------|---|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。                         |
|                    | 建物                    31年～50年                                   |
|                    | 機械及び装置          9年～10年  |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |
| ③ リース資産            | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                             |

#### (3) 引当金の計上基準

- |         |  |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。   |

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。
- (5) 表示方法の変更  
(貸借対照表)  
前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収入金」（前事業年度53,829千円）については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保提供資産とその対応債務

#### ① 担保に供している資産

建物	559,854千円
土地	1,488,224千円
計	2,048,078千円

#### ② 担保資産に対応する債務

長期借入金（一年以内返済予定額を含む） 1,170,105千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,233,601千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	275,648千円
短期金銭債務	5,152千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	998,732千円
営業取引（支出分）	67,878千円
営業取引以外の取引（収入分）	108,503千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,066株	－株	－株	2,066株

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	47,432千円
未払事業税	1,704千円
貸倒引当金	14千円
たな卸資産評価損	61,214千円
減損損失	22,031千円
その他	11,836千円
小計	144,234千円
評価性引当額	△24,143千円
合計	120,091千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△88千円
前払年金費用	△42,010千円
小計	△42,099千円

繰延税金資産の純額

77,991千円



## 6. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	NICHIDAI (THAILAND)LTD.	75.0	・ 役員の兼任	・ 当社製品の 販売 (注1)	500,155	・ 売掛金	47,988
			・ 当社製品の 販売等	・ 受取ロイヤ リティー (注1)	55,440	・ 未収入金	12,808
			・ 代理購買	・ 生産設備の 代理購買 (注1,2)	145,323	・ 未収入金	145,323

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。  
2. 生産設備の代理購買については、損益計算書においては設備仕入高とNICHIDAI (THAILAND) LTD. への販売高は相殺処理しておりますが、上記取引金額は総額の販売高を記載しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 843円64銭
- (2) 1株当たり当期純利益 23円76銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社ニチダイ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限  
責任社員 公認会計士 松尾雅芳 (印)  
業務執行社員

指定有限  
責任社員 公認会計士 木戸脇美紀 (印)  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチダイの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチダイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社ニチダイ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松尾雅芳 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇美紀 (印)  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチダイの2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員その他使用人からその構築及び運用の状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員その他使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社ニチダイ 監査等委員会

常勤監査等委員 渡部敏成 ㊟

監査等委員 真田尚美 ㊟

監査等委員 陰地弘和 ㊟

(注) 監査等委員真田尚美氏及び陰地弘和氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び安定した配当の維持等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は90,512,340円となります。

また、これにより中間配当金10円と合わせまして、年間配当金は1株につき金20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日といたしたいと存じます。



## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会として異論はない旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	ふるやもと のぶ 古屋元伸 (1955年9月21日生) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	1998年3月 当社入社 1999年6月 当社取締役 2000年4月 当社営業本部長、営業企画室長 2001年6月 当社代表取締役副社長 2002年4月 当社代表取締役社長 2015年7月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	130,500株
2	いとう なおき 伊藤直紀 (1982年10月19日生) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	2016年4月 当社入社 2017年4月 当社執行役員（現任） 当社経営企画室長（現任） 2019年6月 当社取締役副社長（現任） 2020年4月 当社管理統括本部長（現任）	16,000株
3	いとう まさと 伊藤正人 (1967年2月19日生) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	1985年4月 当社入社 2016年4月 当社執行役員（現任） 当社ネットシェイプ事業統括本部 生産本部長（現任） 2019年4月 当社ネットシェイプ事業統括本部長（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 2020年4月 当社ネットシェイプ事業統括本部 技術開発本部長（現任）	800株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役真田尚美氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会にて選任されました場合の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
竹田千穂 (1973年2月9日生)  新任	2001年10月 弁護士登録(大阪弁護士会) 三宅法律事務所(現弁護士法人三宅法律事務所)入所 2016年5月 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー(現任) 2019年6月 京阪神ビルディング株式会社 監査役(現任)	一株

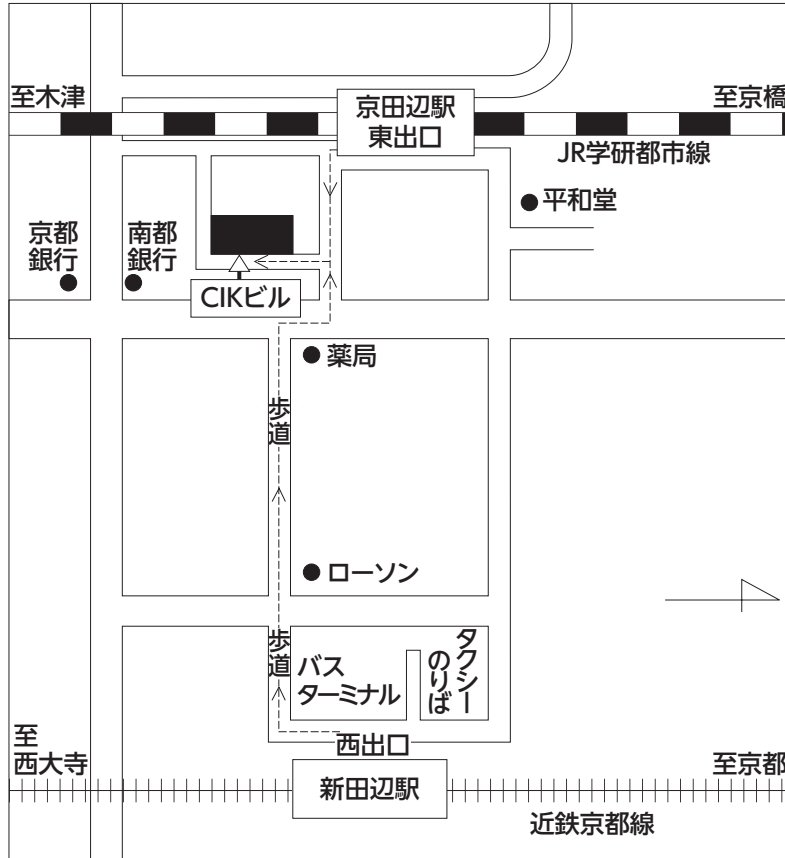
- (注) 1. 竹田千穂氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 竹田千穂氏の戸籍上の氏名は草島千穂ですが、職務上使用している氏名で表記しております。  
3. 竹田千穂氏は、新任候補者であり、社外取締役候補者であります。  
4. 当社は、竹田千穂氏が所属する弁護士法人三宅法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、特別の利害関係はなく、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。  
5. 竹田千穂氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から、適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
6. 竹田千穂氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3  
京田辺市商工会館C I Kビル 4階 キララホール



(交通機関) 近鉄京都線「新田辺」駅、西出口から徒歩約5分  
JR学研都市線「京田辺」駅、東出口から徒歩約1分

本年は株主総会ご出席者へのご来場記念品の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。